

2006年7月28日

当社グループにおけるアスベスト（石綿）関連の状況について（追加報告）

旭硝子株式会社

旭硝子株式会社（本社：東京、社長：門松正宏）は、2005年7月26日及び同年9月29日に、アスベスト（石綿）に関するその時点までの当社グループの状況についてお知らせしましたが、その後の当社グループ内での状況について、以下の通りご報告します。

1. 補償金支払規程の制定

当社勤務中にアスベストを吸引したことに起因して中皮腫または肺がん等に罹患し、労災認定を受けた元従業員に対して補償金を支払う規程を、今般制定しました。規程の概要は次の通りです。

（1）補償金支給対象者

以下の全ての条件を満たす場合

- ・当社に1年以上勤務し、アスベストの吸引に起因して中皮腫または肺がん等に罹患し、労災認定を受けた当社の元従業員であること
- ・労災認定の根拠となる粉塵職歴が、当社のものであること
- ・本人またはその家族が、当社に対して何らかの損害賠償請求を行っていること

（2）支給金額

区 分	補 償 金
アスベストの吸引起因による中皮腫または肺がん等に罹患し、労災が認定された場合	2200万円
アスベストの吸引起因による中皮腫または肺がん等に罹患して労災認定された者がそのことが原因で死亡した場合、及びアスベストの吸引起因による中皮腫または肺がん等に罹患してそのことが原因で死亡し、その後、労災認定された場合	3300万円

2. 元従業員の方々の健康診断

当社在籍中にアスベスト取扱い作業に従事されていたか、またはアスベスト使用職場に在籍されていた元従業員の方々を対象に、2005年10月より健康診断を実施しています。

3. 健康被害の発生状況

2005年7月26日にお知らせした通り、当社グループとしては、元従業員2名の方がアスベスト関連の中皮腫で亡くなっていますが、2003年及び2004年に同様の原因で亡くなった元従業員2名の方が、新たに本年労災認定を受けられたことが判明しました。

以上

本件に関するお問い合わせ先：旭硝子(株)広報・IR室長 川上 真一

（担当：斎藤 TEL:03-3218-5509、Email:info-pr@agc.co.jp）